

# 「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/11 実施分）」 【カラオケ設備利用自粛要請枠】について（Q & A）

## 1. 協力金の概要

### 1-1. 要請の期間はいつですか。

→4月20日(火)から5月11日(火)までの22日間です。

### 1-2. 誰がこの協力金を受け取れますか。

→カラオケ設備を提供している営業時間短縮要請対象外の飲食店等・カラオケボックスを運営する事業者が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、カラオケ設備の利用自粛を行った場合に交付されます。

### 1-3. 営業時間短縮要請対象外の飲食店等・カラオケボックスとは何を指しますか。

→名古屋市内と名古屋市を除く愛知県内で異なります。

名古屋市内の店舗においては、従前より午前5時から午後8時までの時間帯の範囲内で営業している飲食店等・カラオケボックスを指します。

名古屋市を除く愛知県内全域の店舗においては、従前より午前5時から午後9時までの時間帯の範囲内で営業している飲食店等・カラオケボックスを指します。

### 1-4. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→2021年6月頃から開始する予定です。

なお、申請手続きについては、現在検討中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

### 1-5. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

#### 【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

## 2. 事業主体について

### 2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象になります。

2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 閉店する予定ですが、協力金を申請することはできませんか。

→利用自粛要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において、利用自粛に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

### 3. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

3-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

3-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について (PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

3-3. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、カラオケ設備の利用自粛にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

#### 4. 要請に応じた日数について

4-1. 協力金の交付を受けるには、要請期間の全ての期間において、利用自粛を行う必要がありますか。

→施設ごとに、利用自粛要請に応じた日数分を交付します。

4-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、すべての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設については、全面的に利用自粛にご協力をお願いします。

なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

4-3. 利用自粛要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→営業日において利用自粛に協力した場合には、定休日も対象となります。

#### 5. 交付額について

5-1. 交付額はどのような額となるでしょうか。

→1店舗1日あたり1万円となります。(最大22万円)

#### 6. 他の協力金等の重複支給について

6-1. 【営業時間短縮要請枠】と【カラオケ設備利用自粛要請枠】とを重複して受給できますか。

→できません。【カラオケ設備利用自粛要請枠】は営業時間短縮要請の対象外となる飲食店等・カラオケボックスを運営する事業者が対象であることから、【営業時間短縮要請枠】の対象となる事業者は対象外となります。

6-2. 国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、この協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

6-3. 国の一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）において、「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店」は給付対象外とされていますが、カラオケ利用自粛枠の協力金はこれに該当しますか。

→該当しません。

【カラオケ設備利用自粛要請枠】は営業時間短縮要請の対象外となる飲食店等・カラオケボックスを運営する事業者が対象であることから、「営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金」にはあたりません。

#### 6-4. この協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのこと。